



募集中!!

長期入院する児童生徒を対象に 訪問学習支援していただける方

長野県教育委員会事務局義務教育課

応募をお待ちしております

教員経験者で、
子どもの気持ちに寄り添える方、保護者の相談にのれる方、長期にわたり関われる方

1 資格

- (1) 教育職員免許法にもとづく教員免許状を有し、学校教育法第 37 条、第 49 条及び第 60 条で定める校長・教頭・教諭・講師の教職経験を有する者
- (2) 地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当しない者
 - ・成年被後見人又は被保佐人
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・長野県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 支援対象児童生徒・職務内容・報酬

- (1) 長期入院児童生徒訪問支援の支援対象は、小・中・義務教育学校に在籍する次の児童生徒です。
 - ・院内学級のない病院に長期入院（入院期間が概ね 1 ケ月以上）している児童生徒
 - ・長期入院後、医療上の指示により長期間自宅療養（自宅療養期間が概ね 1 ケ月以上）する必要がある児童生徒
- (2) 職務内容は次のとおりです。

支援対象の児童生徒、その保護者、主治医等医療関係者及び学校長等学校関係者と連携して、病院等を訪問し、ベッドサイド学習を行います。また、復学に向けた相談支援も行います。
- (3) 報酬は、1 病院 1 回訪問で 2,850 円（別途交通費は 1 日一往復 2,610 円を上限として支給）で毎月の訪問実績に応じて支給されます。1 回の訪問時間は、子どもたちの健康状態に配慮し、1 時間から 2 時間程度を目安にします。1 週間に 2～3 回の訪問をお願いします。

3 応募方法

申込書（長期入院児童生徒訪問支援員登録申込書）を義務教育課または最寄りの教育事務所あて提出してください。登録に際しては必要に応じて面接いたしますので、その際にご協力お願いいたします。様式は <https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/gimukyo/gakko/sonota/nyuin.html>（県ホームページ）に掲載しております。希望者には、郵送でもお送りします。

〈提出先〉〒380-8570（住所記載不要） 長野県教育委員会事務局義務教育課
または最寄りの教育事務所

4 問合せ先

不明点がございましたら以下までお問い合わせください。

長野県教育委員会事務局義務教育課 電 話： 026 (235) 7426（直通）
F A X： 026 (235) 7494
メール： gimukyo@pref.nagano.lg.jp